

令和3年11月12日
株式会社 但馬銀行

N I S A口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

令和3年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般N I S A）を設定しているお客さまのうち、2021年12月31日までに当行にマイナンバー（個人番号）を届出いただけないお客さまは、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもってN I S A口座を廃止（以下「みなし廃止」といいます。）することとなりましたのでお知らせいたします。

また、住所変更手続き等にともない、既にマイナンバー（個人番号）を当行に届出いただいたお客さまであっても、2018年以降の非課税管理勘定（一般N I S A）または累積投資勘定（つみたてN I S A）が設定されていないお客さまは同様にN I S A口座をみなし廃止させていただきます。

みなし廃止措置の対象となるお客さまでN I S A口座の利用を希望される場合は、お手数ですが改めてN I S A口座の開設申込手続きをしていただきますよう、お願い申し上げます。

【ご参考】

	みなし廃止の対象		みなし廃止対象外
	未提出	届出済	届出済
マイナンバー（個人番号）の届出	未提出	届出済	届出済
2018年以降の一般N I S AとつみたてN I S Aの設定	設定なし	設定なし	設定あり

※2017年分の非課税管理勘定（一般N I S A）を設定しているお客さまのうち、太枠のお客さまがみなし廃止措置の対象となります。

以 上

<お問い合わせは>

0120-164-230（フリーダイヤル）

受付時間／9：00～17：00

（ただし、銀行休業日を除く）